

文化芸術活動助成金

文化芸術活動を支援する助成金制度が始まります

助成金が使える団体

函館市文化団体協議会とその加盟団体(その年度の4月1日現在の加盟団体)

助成金が使える事業

※ 収益を慈善事業に寄付する目的で開催するものは対象になりません。

① 日頃の稽古や練習の成果を発表する鑑賞会または公演会など

(このような悩みを抱えていませんか?)

- ・ 鑑賞会や公演会は、チケット収入だけだと赤字になってしまうので、なかなか開催できない。
- ・ 鑑賞会や公演会で赤字を出したくないので、チケット代を高くしたいけど、それだと市民になかなか来てもらえないので、結果的に赤字になってしまう。

助成金を活用

(悩みが少なくなるし、市民が文化や芸術に触れる機会が増える)

- ・ 赤字の心配が少なくなるので、鑑賞会や公演会を開催しやすくなる。
- ・ チケット代を安くできるので、市民が来やすくなるし、赤字の心配も少なくなる。

文化芸術団体にも市民にもメリットがあります。

② 担い手を確保するために開催する体験会など

助成金の額

(事業の実施に要する経費) - (事業の実施により得られる収入) = 助成金(120,000円が上限)

- ※ 茶道・食文化等の事業の材料費以外の飲食費用は事業の実施に要する経費の対象になりません。
- ※ 助成金を申請するときに提出してもらう収支予算で概算交付し、事業完了後の収支決算で精算してもらいます。
- ※ 上限の範囲内であれば何回でも助成金を使うことができます。

(お問い合わせは)

函館市文化団体協議会 菊池(☎0138-54-7670)までお願いします。